

東京都北区子ども・子育て会議条例を公布する。

平成二十五年七月一日

東京都北区長  
花  
川  
與  
惣  
太



東京都北区条例第三十九号

東京都北区子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員二十六人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

(臨時委員)

第五条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第六条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことがで

きない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第八条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第六条第二項の規定は部会長の職務について、前条(第一項ただし書を除く。)

の規定は部会の会議について、第十条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項、前条第一項本文、第三項及び第四項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第六条第二項、前条及び第十条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第二項及び第三項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第九条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議

の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第十条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があるとき認めるときは、これを非公開とすることができる。

（委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区子ども・子育て会議	会長
学識経験者から委嘱された	二〇、六〇〇円
委員	一八、五〇〇円